

議案第96号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年12月14日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁数
96号	1

督促手数料廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(守谷市税条例の一部改正)

第1条 守谷市税条例(昭和39年守谷町条例第138号)の一部を次のように改める。

第2条第2号中「督促手数料,」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(守谷市債権管理条例の一部改正)

第2条 守谷市債権管理条例(令和2年守谷市条例第3号)の一部を次のように改める。

第8条第2項を削る。

(守谷市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 守谷市後期高齢者医療に関する条例(平成20年守谷市条例第7号)の一部を次のように改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(守谷市介護保険条例の一部改正)

第4条 守谷市介護保険条例(平成12年守谷町条例第2号)の一部を次のように改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(守谷市農業集落排水事業分担金に関する条例の一部改正)

第5条 守谷市農業集落排水事業分担金に関する条例(平成8年守谷町条例第14号)の一部を次のように改める。

第8条中「守谷市の督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和60年守谷町条例第3号)」を「守谷市債権管理条例(令和2年守谷市条例第3号)」に改める。

(守谷市道路占用料徴収条例の一部改正)

第6条 守谷市道路占用料徴収条例(平成14年守谷市条例第2号)の一部を次のように改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

(守谷市法定外公共物管理条例の一部改正)

第7条 守谷市法定外公共物管理条例(平成16年守谷市条例第15号)の一部を次のように改める。

第13条第2項中「並びに督促手数料」を削る。

附 則

(施行期日)

議案	頁数
96号	2

- 1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については，その督促状を発した日にかかわらず，なお従前の例による。

議案	頁数
96号	3

提案理由（議案第96号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、市の債権に係る督促手数料を廃止することに伴い、関係条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
96号	4

守谷市税条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその_____延滞金，過少申告加算金，不申告加算金，重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p><u>第21条 削除</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料</u>，延滞金，過少申告加算金，不申告加算金，重加算金及び滞納処分費をいう。</p> <p>(3) 及び(4) (略)</p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、50円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>

議案	96号
頁数	5

参考資料

守谷市債権管理条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>（督促）</p> <p>第8条 市長は，市の債権について，履行期限までに履行しない者があるときは，法令の定めるところにより期限を指定してこれを督促しなければならない。</p> <p>（削除）</p>	<p>（督促）</p> <p>第8条 市長は，市の債権について，履行期限までに履行しない者があるときは，法令の定めるところにより期限を指定してこれを督促しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定により督促状を発したとき（公債権に係るものに限る。）に係る督促手数料は，守谷市税条例（昭和39年守谷町条例第138号）の例により徴収するものとする。</u></p>

議案 96号	頁数 6
-----------	---------

守谷市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行
第5条 削除	<u>（保険料の督促手数料）</u> <u>第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、</u> <u>50円とする。</u>

議案 96号	頁数 7
-----------	---------

守谷市介護保険条例新旧対照表（第4条関係）

改 正	現 行
第10条 削除	<u>（保険料の督促手数料）</u> 第10条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき50円とする。

議案 96号	頁数 8
-----------	---------

守谷市農業集落排水事業分担金に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改 正	現 行
<p>（督促及び滞納処分）</p> <p>第8条 納期までに分担金を納付しない者に係る督促及び滞納処分については、<u>守谷市債権管理条例（令和2年守谷市条例第3号）</u>の例による。</p>	<p>（督促及び滞納処分）</p> <p>第8条 納期までに分担金を納付しない者に係る督促及び滞納処分については、<u>守谷市の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和60年守谷町条例第3号）</u>の例による。</p>

議案 96号	
9	頁数

守谷市道路占用料徴収条例新旧対照表（第6条関係）

改 正	現 行
<p>第7条 削除</p>	<p><u>（手数料）</u> <u>第7条 占用料を納付すべき期限までに納付しない者に対して督促状を發した場合には，督促手数料として1通につき50円を徴収する。</u></p>

議案	96号
頁数	10

守谷市法定外公共物管理条例新旧対照表（第7条関係）

改 正	現 行
<p>（占用料）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 占用料の額，徴収，減免，返還_____及び延滞金については，守谷市道路占用料徴収条例（平成14年守谷市条例第2号）に定めるところによる。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（占用料）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 占用料の額，徴収，減免，返還並びに督促手数料及び延滞金については，守谷市道路占用料徴収条例（平成14年守谷市条例第2号）に定めるところによる。</p> <p>3 （略）</p>

議案	96号
頁数	11